

# 一般財団法人昭和経済研究所 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人昭和経済研究所と称し、英文名称は The Showa Foundation For Economic Research とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、経済、政治、社会、文化等の国際情勢に関する調査及び研究、研究会及び研修会の開催、並びに内外関係機関との交流及び協力に関する事業を行い、国際相互理解の促進並びに学術及び教育の振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を日本全国において行う。

- (1) 国際相互理解の促進並びに学術及び教育の振興を目的とした情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 国際相互理解の促進並びに学術及び教育の振興を目的とした調査・研究及び研究会・研修会等の開催に関する事業
- (3) 国際相互理解の促進並びに学術及び教育の振興を目的とした内外関係機関との交流及び協力に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 計算

### (事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

- 第6条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期評議員会に報告しなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置く。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

- 第7条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第8条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

(評議員の任期)

- 第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第7条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第10条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支払うことができる。
- 2 評議員には、その職務を執行するために必要とする費用を支払うことができる。
- 3 前2項について必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規程によるものとする。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第11条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催することができる。

### (招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (議長)

第15条 評議員会の議長は、当該評議員会に出席した評議員の互選によって選出する。

### (定足数)

第16条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

### (決議)

第17条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

(評議員会の決議の省略)

第18条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案の議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第19条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員の中から、議事録署名人2名を評議員会で選任し、議事録署名人及び理事長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上7名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
  - 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

#### (理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、第21条第3項に定める代表理事として、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 専務理事は、第21条第3項に定める業務執行理事として、法令及びこの定款で定めるところにより、理事長を補佐し業務を執行する。
  - 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第26条 理事又は監事は、次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第27条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支払うことができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために必要とする費用を支払うことができる。
  - 3 前2項について必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規程によるものとする。

## 第7章 理事会

(構成)

- 第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第34条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案の議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監事が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第35条 第23条第4項に定める報告以外の事項について、理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会で報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事の中から、議事録署名人2名を理事会で選任し、議事録署名人並びに出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第8条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、私立学校法第3条に規定する学校法人に贈与するものとする。

2 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 補則

### (事務局)

- 第41条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱し、職員は、理事長が任命する。

### (実施細則)

- 第42条 この定款の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（理事長）は、倉田信靖、業務執行理事（専務理事）は、金子聰とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

家 永 勝  
倉 田 靜 佳  
古 葉 竹 譲  
鈴 木 晴 彦  
瀬戸口 律 子  
堀 渉  
村 越 のりこ  
元 谷 芙美子  
横 山 敬 一

## 附則

この改正定款は平成29年4月1日から施行する。

[改正条項：第10条及び第27条（平成29年6月12日評議員会議  
決による。）]